

空知産炭地域総合発展基金について

「空知産炭地域総合発展基金」の運用に係る長期借入金問題が発生して以来、不適切な状況の早期是正を図るため、9月には芦別市、赤平市、三笠市、昨日は夕張市が自助努力による一括償還を行なわれてきましたが、歌志内市や上砂川町においては、いまだに、償還の時期が明らかになっていない状況にあります。また、「産炭地域活性化基金」の取り崩しが、国から認められ、新たに5年間の期限を設け、短期集中的に産炭地域の残された諸課題を一掃し、一般的な地域対策への移行を一層確実なものとすると言われておりますが、これらのことを踏まえ、以下、順次質問して参ります。

一 空知産炭地域総合発展基金の運用について

(一) 資産売却の状況について

歌志内市と上砂川町について、道では早期に是正策を取りまとめるとしており、現在、償還財源を捻出するため、施設等の資産売却を進めていると聞いているが、その進捗状況はどうなっているか伺います。

(答 弁) 坂口 収 産業推進立地局長

(資産の売却についてであります)

○歌志内市及び上砂川町におきましては、長期借入金に係る償還財源の確保は、市や町の自助勢力によることを基本に、積立金の取り崩しや事務事業の見直しなど幅広い観点から検討しており、道としても産炭地市町村特別対策資金貸付金の償還猶予の可能性を検討しているところ。

○この度、旧基金についても取り崩しが認められたことを踏まえ、市町が所有する既存の施設を効果的に活用したプロジェクト事業を含め、基金を有効に活用した様々な事業の実施などについて、協議を進めているところ。

○今後とも、事業の必要性、規模や事業費の妥当性、実現可能性などについて市や町と協議を進め、基金を活用した事業の実施や長期借入金の償還財源の確保についてできるだけ早く結論が得られるよう努力する考え。

一 空知産炭地域総合発展基金の運用について

(二)国の交付要綱の改正について

この度の「産炭地域活性化基金」、いわゆる旧基金の取り崩しに関する国の要綱改正は、どのような内容と想定しているのか伺う。

(答 弁) 坂口 収 産業推進立地局長

(国の要綱などの改正についてであります)

○各道県への改正の通知は11月上旬頃に行われる予定と聞いているところ。その内容としては、

9月22日の旧基金の取り崩しに係る経済産業省の発表を踏まえ、

- ・旧基金による事業は、制度変更から起算して5年以内に全部廃止しなければならないこと
- ・その際に、基金に残余があるときには、その残余の額を国庫に納付しなければならないこと
- ・基金事業の適正な運営を確保するため、事業の実施に当たっては、事業を実施する公益法人が知事の承認を受けなければならないことが盛り込まれるものと想定しているところ。

一 空知産炭地域総合発展基金の運用について

(三)旧基金の運用について

9月22日の経済産業省の発表のとおり、旧基金の取り崩しについては、手続きを知事に委ねるとともに厳格な運用が求められているが、どのように対応するのか伺う。

(答 弁) 鈴木 裕敏 産炭地域振興対策室長

(旧基金の運用についてであります)

○近々改正される国の要綱では、事業主体の公益法人は、事業の実施に当たり、

あらかじめ、有識者等の意見を聞いた上で、知事の承認を受けなければならない旨の内容が盛り込まれる見込みと聞いているところ。

○道としては、この改正要綱を踏まえ、引き続き、北海道経済産業局とも協議しながら、産炭地域振興センターの関係諸規定を整備するなど、速やかに事業を開始できるよう必要な作業を進めるとともに、真に必要な事業に資金が充てられ、厳格かつ公正な運用が確保されるよう取り組んでまいりたい

一空知産炭地域総合発展基金の運用について

(四)対象事業と助成率について

これまで、経済産業省と協議を進めてきたと思うが、旧基金の取り崩しの対象事業と助成率については、どのような内容の検討を行っているのか伺う。

(答 弁) 鈴木 裕敏 産炭地域振興対策室長

(対象事業と助成率についてであります)

○道としては、改正要綱の内容を踏まえ、引き続き、北海道経済産業局や関係市町、産炭地域振興センターと協議しながら、対象事業や助成率も含め、検討を進めることとしているところ。

○対象事業については、公営住宅や道路などの基盤整備事業や、地域の活性化のためのソフト事業など、産炭地域の振興にとって必要な事業に幅広く活用されるよう 検討を進めているところ。

○また、助成率については、基金の活用により産炭地域の基盤整備を集中的かつ効果的に行うという旧基金の取り崩しが認められた趣旨を踏まえ、産炭地域の市や町の置かれている厳しい財政状況などを考慮した助成率となるよう検討を進めているところ。

一空知産炭地域総合発展基金の運用について

(五)センターの諸規定の整備状況について

旧基金の取り崩しについて、センターにおける諸規定の整備状況はどのようになっているのか伺う。また、今後のスケジュールについて伺う。

(答 弁) 高橋 教一 経済部長

(センターの諸規定の整備についてであります)

○道としては、旧基金の取り崩しの趣旨を踏まえ、北海道経済産業局、関係市町、産炭地域振興センターとともに、センターの定款、業務方法書など、関係諸規程の整備の準備を進めてきたところ。

○道としては、早期の是正を図る必要があること、また、今年度内の事業実施の要望があることなどから年内を目途に、センターの諸規程の整備を行え